

パートナーシップ宣誓制度における北見市との連携

■ 連携開始日

2022年6月1日（水）

■ 連携内容

転出入時における宣誓書類の返還や申請手続きを不要とし、転出時に継続使用を申し出ることのみで、宣誓書類の継続使用が可能



●パートナーシップ宣誓制度における北見市との連携について

札幌市では、2017年6月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、性的マイノリティ当事者の方々の思いを受け止める取り組みを進めてまいりました。

このたび、札幌市では、北見市がパートナーシップ宣誓制度を導入することを受け、同市と「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定」を締結し、6月1日から自治体間の連携の取り組みを開始いたします。

今回の取り組みを機に、パートナーシップ宣誓制度を導入している他の道内自治体にも連携を働きかけるとともに、引き続き、当事者の方々にとって安心できる制度となるよう取り組みを進めてまいります。

1 パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティの方である二人が、互いを人生のパートナーとして互いに協力し合うことを札幌市長に対して宣誓する制度で、性的マイノリティの方の気持ちを受け止める取り組みとして2017年6月から開始した制度。2022年4月30日現在で宣誓件数は151件。

2 連携開始時期

2022年6月1日（水）～

※協定締結は、5月下旬を予定。

3 連携の経緯

現状では、宣誓者が、札幌市外への転出や札幌市内への転入の際に、パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードを転出元に返還し、あらためて宣誓手続きを行う必要がある。このような現状において、当事者の方々から、転入転出時の手続きに不安や負担を感じることから、可能な限り簡素化して欲しいとの要望があり、これらの要望を踏まえ、札幌市では自治体間での連携を検討してきた。

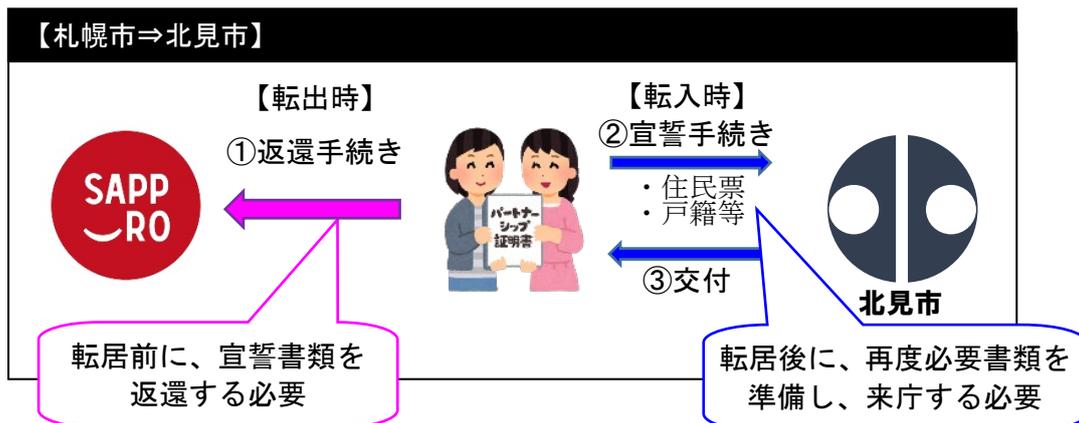
今回、宣誓制度の導入を検討していた北見市から、制度導入に当たって連携の打診があり、協議を重ねた結果、今後の道内自治体間連携のモデルとするべく協定締結に至ったもの。

4 協定締結による効果

転出前に札幌市（北見市）にパートナーシップ宣誓書受領証等の継続使用に係る届出を行うことで、転出後もすでに持っているパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して、連携先の自治体で使用可能となる。

<参考1：手続きの流れについて>

(現 状)



(連携後)



<参考2：道内におけるパートナーシップ宣誓制度の導入状況>

- ・江別市 2022年3月～
- ・函館市 2022年4月～
- ・北見市 2022年4月～（運用開始は2022年6月～）

(問い合わせ先)

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課 後藤、川瀬
電話：211-2962、ファクス：218-5164

